

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

県議会臨時会の招集(九四一・財政課).....	1
湯沢地域特定中小企業集積活性化計画(九四二・生き生き物産応援チーム).....	1
争議行為の予告(九四三・労働政策課).....	2
建設業者に対する営業の停止命令(九四四・建設管理課).....	3
道路区域の変更(九四五・九四六・道路課).....	3
道路区域の変更及び供用開始(九四七・道路課).....	4
道路の供用開始(九四八・道路課).....	4
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	5
第三十四回採石業務管理者試験の合格者(資源エネルギー課).....	5
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件.....	5
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一七九).....	7
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一八〇).....	7
労働委員会規則	
秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則(四).....	7

告 示

秋田県告示第九百四十一号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二条第三項の規定により、平成十七年十一月十一日に、秋田県議会臨時会を秋田市に招集し、同条第四項の規定に基づ

き、付議すべき事件を次のとおり告示する。
 平成十七年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 二 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 三 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 四 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 五 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 六 平成十六年度秋田県歳入歳出決算の認定について
- 七 平成十六年度秋田県一般会計の継続費の精算報告
- 八 平成十七年度秋田県一般会計補正予算(第五号)の専決処分報告
- 九 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十一 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十二 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十三 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告

秋田県告示第九百四十二号

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)第二十一条第一項の規定に基づき作成し、経済産業大臣に協議し、その同意を求めた湯沢地域特定中小企業集積活性化計画が、同条第四項の規定により同意を得たので、同条第六項の規定に基づき、その内容を次のとおり公表する。
 平成十七年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 特定中小企業集積の活性化を促進する措置を講じようとする特定中小企業集積及びその存在する地域
 - (一) 特定中小企業集積の活性化を促進する措置を講じようとする特定中小企業集積 漆器製造業、製材業及び木製品製造業、その他の木製品製造業(竹及び籐を含む)、家具製造業並びに宗教用具製造業
 - (二) その存在する地域 湯沢市
- 二 特定中小企業集積に係る特定分野 顧客の思い入れの漆器を川連の品質及びこだわりで保証する商品分野
- 三 特定分野に係る事業に関する目標(平成二十一年時点)
 - (一) 計画期間

秋田県告示第九百四十四号
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者に対して営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年十一月四日

秋田県知事 寺田典城

一 処分をした年月日

平成十七年十月二十七日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社佐藤組

潟上市天王字二田七十九番地

代表取締役 佐藤雅廣

秋田県知事許可（般 一三）二七

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
一般国道	新	旧	百八号	湯沢市秋ノ宮字下ノ野三三番一四地先から湯沢市秋ノ宮字小杉沢三番一六地先まで	〃	八・五〇～二九・〇〇	〇・一一五
			百八号			八・五〇～三三・〇〇	〇・一一五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十七年十一月四日から同月十七日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十七年十一月四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第九百四十六号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
A			仙北市角館町小勝田松ヶ崎四三番一地先から二八番一地先まで		六・〇〇～八・〇〇	〇・二〇一

三 処分の内容

平成十七年十一月五日から同年十二月十九日までの間、建設業のすべての営業の停止

四 処分の原因となった事実

有限会社佐藤組の代表取締役及び社員が競売入札妨害の罪で秋田地方裁判所からそれぞれ懲役一年二月及び懲役十月に処する判決を受け、当該判決が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。

秋田県告示第九百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年十一月四日

秋田県知事 寺田典城

県道	新	旧
	日三市角館線	日三市角館線
	B	仙北市角館町小勝田松ヶ崎四三番一地先から二八番一地先まで
	仙北市角館町小勝田松ヶ崎四三番二地先から二八番一地先まで	六・六〇〇～一〇・二〇〇
	六・六〇〇～一〇・二〇〇	〇・一六六

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十七年十一月四日から同月十七日まで

秋田県告示第九百四十七号

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	旧新別		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	男鹿八竜線	男鹿八竜線		南秋田郡大瀧村字方口一八〇番二から南秋田郡大瀧村字方口一八〇番三まで	八・二〇〇～一三・二〇〇	〇・一三七
	男鹿八竜線			南秋田郡大瀧村字方口一八〇番二から南秋田郡大瀧村字方口一八〇番三まで	八・二〇〇～一三・二〇〇	〇・一三七
				A 南秋田郡大瀧村字方口一八〇番二から南秋田郡大瀧村字方口一八〇番三まで	八・二〇〇～一三・二〇〇	〇・一三七
				B 南秋田郡大瀧村字方口一八〇番三まで	七・四〇〇～一三・六〇〇	〇・一五一

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 供用開始の期日 平成十七年十一月四日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十七年十一月四日から同月十七日まで

秋田県告示第九百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年十一月四日

秋田県知事 寺田典城

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十七年十一月四日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区域

県道	道路の種類	路線名	区間
	横手東成瀬線		

二 供用開始の期日 平成十七年十一月四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十七年十一月四日から同月十七日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、男鹿市五里合土地改良区から次のとおり役員（の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十七年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

- 男鹿市五里合神谷字上石二十六番地
- 鮎川字鮎川四十九番地
- 箱井字町屋田百二十三番地
- 中石字橋本十五番地
- 鮎川字轟木沢二番地
- 神谷字向谷地六十三番地
- 箱井字町屋田百八十二番地
- 中石字高屋五十四番地
- 字八幡前八十七番地
- 字八幡前八十七番地
- 八十二番地

二 就任理事の住所及び氏名

- 男鹿市五里合箱井字町屋田百五十八番地
- 神谷字向谷地六十三番地
- 鮎川字轟木沢二番地
- 字鮎川四十九番地
- 箱井字町屋田百八十二番地
- 神谷字上石二十六番地
- 中石字八幡前八十二番地
- 字瓜沢二十五番地
- 字橋本十五番地
- 字高屋五十四番地

三 退任監事の住所及び氏名

- 男鹿市五里合箱井字町屋田百八十五番地
- 神谷字向谷地六十二番地
- 中石字瓜沢二十五番地

- 村 井 佐太郎
- 小 坂 啓一
- 藤 田 春吉
- 加 藤 昭文
- 薄 田 征一
- 太 田 弥壽夫
- 杉 本 良範
- 相 澤 重勝
- 鈴 木 重 革
- 鈴 木 文 善
- 佐々木 一 義
- 太 田 弥壽夫
- 薄 田 征 一
- 小 坂 啓 一
- 杉 本 良 範
- 村 井 佐 太 郎
- 鈴 木 文 善
- 渡 部 孝 好
- 加 藤 昭 文
- 相 澤 重 勝
- 佐々木 新 一 郎
- 杉 本 勇 助
- 渡 部 孝 好

四 就任監事の住所及び氏名

- 男鹿市五里合鮎川字寺沢一番地
- 中石字橋本十八番地
- 神谷字石神八十五番地

平成十七年十月十四日に実施した第三十四回採石業務管理者試験の結果次の受験番号の者が合格したので、公告する。
平成十七年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

受験番号

- 五 二四
- 七 二五
- 九 二六
- 二〇 三四
- 二一

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
- 万能材料試験機 一式
- (二) 購入物品の仕様等
- 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
- 平成十八年二月二十八日（火）
- (四) 納入場所
- 秋田県立大曲技術専門校
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を含め、平成十七年十一月四日(金)から同月十四日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所
 平成十七年十一月十八日(金)午前十時三十分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効
 規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十一月四日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

乗合自動車(大型自家用バス) 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年三月二十四日(金)

(四) 納入場所

秋田県立養護学校天王みどり学園

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十七年十一月四日(金)から同月十四日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年十一月二十一日(月)午前十時三十分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十一月四日

秋田県知事 寺田典城

- (三) 規則第百六十六条に規定するところによる。
落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百七十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年十一月四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一九、二二七
三分の一の数 二二六、八八五

秋選管告示第百八十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年十一月四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市 八四、九五六

能代市	一四、六五六
横手市	一〇、九二六
大館市	一七、九九八
本荘市	一二、一六五
男鹿市	八、二八八
湯沢市	九、三一六
大曲市	一〇、六一八
鹿角市鹿角郡	一二、四七四
北秋田郡	一七、七九三
山本郡	一三、二一五
南秋田郡	一九、八四八
河辺郡	五、二〇二
由利郡	二〇、六九二
仙北郡	三一、五七二
平鹿郡	一八、三一七
雄勝郡	一二、四〇七

労働委員会規則

秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月四日

秋田県労働委員会会長 阿 部 譲 二

秋田県労働委員会規則第四号

秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則(平成十七年秋田県労働委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 条例第九条第一項の規定による公開請求書の提出は、前項の行政文書公開請求書をファクシミリ又は電子メールを利用して送信することにより行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄